

せいそう 労働者 速報

2022 年 11 月 11 日
No. 1193
東京清掃労働組合
企画・総務局

2022 年度賃金確定（第 4 回）専門委員会交渉を実施

技能・業務系人事制度について協議

11 月 11 日（金）17 時 05 分から、2022 年度賃金確定（第 4 回）専門委員会交渉がもたれ、技能系人事制度について協議し、あらためてわが組合の考え方を主張してきました。

昇任選考における特例措置について

特別昇格制度の廃止による、昇任選考における年齢要件の上限を 60 歳未満とした特例措置の延長については、今年度をもって終了となります。

かつての特別昇格制度（級格付制度）によって上位級へ昇級した職員については、もともとは当局が一度昇級を認めた職員であり、この職員たちが昇任選考試験を受験すれば当然合格するものと考えていますが、実際には不合格となっている事例が多くみられます。

我われが求めてきた、定年年齢の引上げに伴う昇任資格基準の上限年齢の引上げについては、当初団交にて段階的に引上げることで提案されましたが、人数は少ないとはいえ、受験者がいる以上は特例措置を継続すべきと主張しました。

技能 V・VI の転職（5 号転）について

現場作業である清掃職場においては、加齢による様々な身体不調が懸念されています。しかし、技能 V（運転）と技能 VI（作業）の間における転職については、年齢制限が設けられています。現場実態としては、年齢を重ねるほどに、腰痛や関節痛、視力の低下等、職の変更をせざるを得ない状況が増えてきます。

こうした清掃職場の実態を踏まえ、転職、いわゆる 5 号転の年齢制限を撤廃するとともに、転職による号給調整を行わないよう検討することをあらためて求めました。

昇任抑制について

「再任用職員の職級を定年前と同等を基本」とすることや、定年引上げに伴い「3・4 級のポストが空かない」ことを理由として、昇任抑制をする区が発生しています。

このことは将来にわたって問題を生じさせるものであり、なぜ賃金がかかるのに同様な職務を担わなければならないのか、我われは到底理解できない

ことを主張し、あらためて区長会に質しました。

また、統一交渉の重みを再度認識するよう伝えました。

担当技能長職の配置について

2017 年の賃金確定交渉において設置が確認され 5 年が経過しましたが、担当技能長職のあり方等についての専門委員会交渉は、本年をもって当局側専門委員が一巡し、全区に我われの考え方を主張してきた形となりました。

この 5 年間で 23 区の技能長数も一定増加し、「現場業務をしながらグループのリーダーとして指導、育成を行っている」としている区は多数になっています。

満足のいく状況とは言えませんが、5 年間の交渉の成果として一定の到達点して我われは考えていますが、今後も各支部において問題等が発生した場合には、速やかに協議の場を設置することを求めました。

設定した専門委員会は本日が最終となります。最後に全ての項目においてさらなる検討を求めて終了しました。

この間、3 回の専門委員会交渉、2 回の団体交渉を重ねてきましたが、我われの要求や主張に対して、区長会側から一切の歩み寄りがありません。

最終局面を迎えますが、当局に決断を迫るためには、各区での区長要請において組合員の怒りをぶつけ、各区から区長会へ声をあげさせるしかありません。組合員の総力を結集し、課題の解決と要求実現にむけて最後の最後まで闘い抜きましょう。